

転出時の各課の手続について

手続	対象者	手続の詳細ページ	担当課
区域外就学（市外から東松山市立の学校への就学を希望する場合）の申請手続	市外に住民登録のある児童生徒で、引続き東松山市立の学校に就学を希望する方 ① 該当学年 小学校1年から5年及び中学校1年から2年 許可期間 学期末まで ② 該当学年 小学校6年及び中学校3年 許可期間 卒業まで	小・中学校の就学指定校変更・区域外就学について	学校教育課 TEL 0493-21-1430
こども医療費受給資格証の返還手続	以下のすべてに該当する方 ・有効なこども医療費受給資格証をもっている ・受給者、対象児童(又はその両方)が市外に転出する ※受給者のみの転出時は子育て支援課に予め御連絡ください。 ※返還せず転出後に使用された場合、過払金を請求しますので御注意ください。	こども医療費	こども支援課 TEL 0493-21-1461
児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費支給の転出届出手続 <u>(窓口来庁必須)</u>	以下のすべてに該当する方 ・児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費支給(又は両方)の認定を受けている ・受給者、対象児童(又は両方)が市外に転出する		こども支援課 TEL 0493-21-1461
生活保護廃止・変更の手続	生活保護を受給している方		社会福祉課 TEL 0493-21-1421
自動車燃料購入費助成券（ガソリン券）・福祉タクシー利用券の返還手続	ガソリン券又は福祉タクシー利用券の未使用分をお持ちの方		障害者福祉課 TEL 0493-21-1452
自立支援医療費（更生医療・育成医療）受給者証の返還手続	自立支援医療（更生医療・育成医療）制度の受給者の方		障害者福祉課 TEL 0493-21-1452
重度心身障害者医療費受給者証の返還手続	重度心身障害者医療費助成制度の受給者の方 ※返還せず転出後に使用された場合、過払金を請求しますので御注意ください。		障害者福祉課 TEL 0493-21-1452
特別児童扶養手当の受給資格喪失届手続	特別児童扶養手当の認定を受けている方で、市外に転出する方		障害者福祉課 TEL 0493-21-1452
保育施設退所手続	認可保育施設入所中の方で、転出後も入所中の保育施設へ引き続き入所を希望する方	保育施設入所児童の保護者の方へ	保育課 TEL 0493-21-1407
保育施設入所申込取下げ手続	保育施設入所申込中の方		保育課 TEL 0493-21-1407
きらめきクラブ退所手続	きらめきクラブ入所中の方		保育課 TEL 0493-21-1407
国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証の返還手続	東松山市の国民健康保険被保険者、後期高齢者医療制度被保険者の方 ※国民健康保険被保険者証には世帯主の記載欄があるため、世帯主の方のみが転出された場合、同一世帯にお住まいの方の被保険者証の記載事項に変更が生じます。該当の方には、変更後の被保険者証を送付します。 ※返還せずに転出後に被保険者証を使用した場合、医療費の返還請求をすることがあります。		保険年金課 TEL 0493-21-1403